



くらしの情報

身分証の確認が義務化に！

昨年7月に発生した京都府京都市伏見区の爆発火災を受け、2月1日から給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売をする際に、従業員から購入者に対する身分証の確認や使用目的の確認を行うことが義務化になりました。

詳しくは、有明広域行政事務組合消防本部のホームページをご覧ください。お問い合わせください。

問 有明消防 予防課

☎ 0968・73・5273



原則屋内禁煙に

4月から、改正健康増進法の全面施行に伴い、2人以上が利用する施設は原則屋内禁煙となり、喫煙室以外では喫煙できなくなります。（既存の小規模な飲食店では、喫煙可能な店舗もあります。すでに病院や行政庁舎などは原則敷地内禁煙になっています。）喫煙室には20歳未満の人の立入禁止となり、喫煙室以外での喫煙はできません。望まない受動喫煙の防止にご協力をお願いします。

問 有明保健所

☎ 0968・72・2184

車の変更・廃車手続 3月31日まで！

① 引越などで住所が変わったら？譲渡などで所有者が変わったら？

変更手続が必要です。

② 車が必要なくなったら？

廃車手続が必要です。

③ ①②の手続きをしなかつ

たら？

罰金刑に処される場合もあります。

受付窓口は、次のとおりです。手続きに必要なものは、それぞれの受付窓口へお問い合わせください。

原動機付自転車（排気量125cc以下）

小型特殊自動車（農耕用など）役場 本庁 税務住民課

☎ 0968・86・5723

総合支所 住民課

☎ 0968・34・3111

二輪の軽自動車（排気量125〜250cc以下）

三輪の軽自動車

軽四輪貨物車、軽四輪乗用車

熊本県軽自動車協会

☎ 0500・3816・1758

〒862-0902

熊本市東区東本町16-3

二輪の小型自動車（排気量250cc超）

九州運輸局熊本運輸支局

☎ 0500・5540・2086

〒862-0901

熊本市東区東町4-14-35

町内小学生の運動・スポーツに関するアンケート調査結果

問い合わせ先 社会教育課 社会体育係
☎ 0968・34・3047

町教育委員会では、令和元年10月に、町内の小学生を対象とした運動・スポーツに関するアンケート調査を実施しました。その結果（概要版）は、次のとおりです。

▼何年生ですか。

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
男	38	33	43	34	41	28	217
女	41	33	34	22	33	39	202
計	79	66	77	56	74	67	419

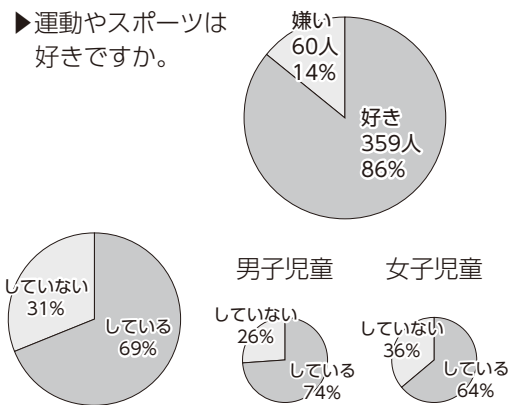
▼体育の授業以外に、運動やスポーツをしていますか。

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	無回答	計
している	51	44	53	44	50	49	0	291
していない	28	22	24	12	24	18	0	128
計	79	66	77	56	74	67	0	419

▼現在、している（習っている）運動・スポーツを教えてください。（複数回答）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
水泳	22	19	20	13	16	11	101
陸上競技	15	15	16	14	13	13	86
ニュースポーツ	3	2	10	7	7	11	40
ダンス	8	7	9	4	4	5	37
サッカー・フットサル	4	7	10	5	3	3	32
野球・ソフトボール	4	3	4	6	4	5	26
バドミントン	1	0	5	1	10	7	24
バスケットボール	1	3	4	9	4	1	22
空手	0	1	3	2	2	1	9
剣道	0	2	1	0	5	0	8
体操・器械体操	1	1	1	0	0	0	3
柔道	1	0	1	0	1	0	3
バレーボール	0	0	1	0	1	0	2
テニス	0	0	0	1	0	0	1
相撲	0	0	0	0	0	0	0
卓球	0	0	0	0	0	0	0
その他	4	2	7	1	6	2	22
計	64	62	92	63	76	59	416

▶運動やスポーツは好きですか。



【アンケート結果から分かること】

平成30年4月から小学校運動部活動が社会体育に移行されましたが、約7割の児童が運動やスポーツに親しんでいます。

災害時要援護者支援制度をご存じですか

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 福祉係
☎ 0968・86・5724
総合支所 住民課 健康福祉係
☎ 0968・34・3111

和水町では、要援護者を普段から地域で見守り、災害時に迅速かつ円滑な避難の確保を図るための体制づくりを進めています。

要援護者とは？

災害時等での避難が困難であり、ご近所の人の協力が必要な人（高齢者（独居、高齢者世帯など）、障がい者、その他援護を必要とする人）のことです。



登録・申請はどうすればいいの？

災害時の対応に少しでも不安がある人は、各地区の区長、民生委員・児童委員または役場健康福祉課へご相談ください。また、登録する際は近所の人の協力が必要であり、町が区長・民生委員などに個人情報を提供することがあります。

避難支援者とは？

要援護者に、普段から声掛けしたり、災害発生時に一緒に避難したりしていただく人のことです。要援護者から避難支援依頼があった場合は、普段のご近所付き合いの一環としてご協力をお願いします。責任を伴うものではありません。



※登録後に防災カードをお渡しします。このカードを持って避難することにより、避難時に本人の情報が一目でわかるようになります。（登録は強制ではありませんが、災害から身を守るために普段から防災の準備や意識を心掛けましょう。）